

令和4年度

監査結果報告書

高槻市監査委員

目 次

定期監査結果報告

1	監査の種類	1
2	監査の対象及び期間	1
3	監査の着眼点	2
4	監査の主な実施内容	2
5	監査の結果	3
6	まとめ	4

現金取扱監査結果報告

1	監査の種類	6
2	監査の対象	6
3	監査の期間	6
4	監査の着眼点	6
5	監査の主な実施内容	7
6	監査の結果	7
7	まとめ	7

工事監査結果報告

1	監査の種類	8
2	監査の対象	8
3	監査の期間	8
4	監査の着眼点	8
5	監査の主な実施内容	8
6	監査対象の概要及び監査の結果	9
7	まとめ	14

財政援助団体等監査結果報告（指定管理者）

1	監査の種類	15
2	監査の対象	15
3	監査の期間	15
4	監査の着眼点	15
5	監査の主な実施内容	16
6	監査対象の概要及び監査の結果	16
7	まとめ	22

定期監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、定期監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象及び期間

原則、令和4年度の事務事業で本監査日までの事務を監査の対象として、下記の部等に対して監査を実施した。なお、必要に応じて前年度の事務も監査の対象とした。

- (1) 会計課（令和4年8月23日から10月7日まで）
- (2) 都市創造部（令和4年8月24日から11月2日まで）
都市づくり推進課、審査指導課
- (3) 市民生活環境部（令和4年8月25日から10月7日まで）
環境政策課、資源循環推進課、清掃業務課、エネルギーセンター
- (4) 交通部（令和4年8月29日から10月7日まで）
総務企画課、運輸課
- (5) 都市創造部（令和4年9月15日から11月2日まで）
住宅課、建築課、管理課、道路課、公園課、下水河川企画課、下水河川事業課
- (6) 学校（令和4年10月5日から11月28日まで）
阿武野小学校、清水小学校、川西小学校、柳川小学校、日吉台小学校、西大冠小学校、津之江小学校、丸橋小学校
第一中学校、第三中学校、第七中学校、如是中学校、冠中学校
- (7) 健康福祉部（令和4年10月5日から11月28日まで）
福祉事務所（生活福祉総務課、生活福祉支援課、福祉相談支援課、障がい福祉課）、
保健所（健康医療政策課、保健衛生課、保健予防課、健康づくり推進課）
- (8) 幼稚園・保育所・認定こども園（令和4年11月8日から12月23日まで）
阿武野幼稚園、芝生幼稚園、土室幼稚園、松原幼稚園
阿武野保育所、芝生保育所、春日保育所
五領認定こども園

- (9) 子ども未来部（令和4年1月8日から12月23日まで）
子ども育成課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、保育幼稚園指導課、子ども保健課、子育て総合支援センター
- (10) 市民生活環境部（令和4年12月6日から令和5年1月30日まで）
コミュニティ推進室、人権・男女共同参画課、市民生活相談課、市民課、斎園課
- (11) 街にぎわい部（令和4年12月21日から令和5年2月15日まで）
農林緑政課、産業振興課、観光シティセールス課、歴史にぎわい推進課、文化スポーツ振興課、文化財課、将棋のまち推進課
- (12) 健康福祉部（令和5年1月24日から3月9日まで）
福祉政策課、福祉指導課、国民健康保険課、長寿介護課

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、本市の執行した事務及び事業が法令に基づいて適正になされているか、かつ、次に定める趣旨にのっとってなされているかどうか留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げているか。
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努めているか。

なお、現金取扱事務の取扱体制において内部チェック機能が働いているかどうか及び行政事務の執行について、特に意を用いるものとした。

また、過去における指摘等のリスクが高いことから「収入事務」及び「契約事務」を重点的に確認した。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、部等を単位とし、監査対象課等に事前に書類、帳簿、資料の提出を求め、次の内容で監査を行った。

- (1) 職員等の状況、前回監査時の指摘事項に対する処置、事務事業上の課題等の調べ、滞納分の収入状況、工事の状況（工事請負費に関するもの）、契約の状況（委託料に関するもの・その他に関するもの）、随意契約理由の調べ（委託料に関するもの・その他に関するもの）、補助金の調べ（任意補助金に関するもの）、要綱・要領・内規等の調べ、財産に関する調べ、現金の取扱いに関する調べ、収入事務の流れなどの資料から、監査対象課等の状況を把握した。
- (2) ファイル管理簿から選択した書類について、原則、試査により事務の執行状況を確認した。
- (3) 調定等による収入事務について、収入の流れを含めて確認した。

(4) 監査対象課等の支出負担行為一覧表並びに執行伺書及び支出負担行為書（決裁文書を含む。）を照合し、支出決定について適正に処理されているかどうかを確認した。

また、次の項目については重点的に確認した。

- ・ 業務委託契約の完了報告書等による委託契約業務の執行状況及び履行確認状況
- ・ 当年度及び前年度交付申請書、実績報告書により要綱等に合規した補助金の交付及び執行状況
- ・ 管外出張の場合の支出、出張報告についての処理状況
- ・ 会計年度任用職員の雇用に関する事務及び報酬等の処理状況

なお、部等で重点的に確認すべき項目がある場合には、別に項目を設けて確認した。

(5) 物品に関する出納及び保管事務の状況を確認した。

(6) 現金を取り扱う課等について、現金の取扱状況を確認した。

(7) 前回監査時の指摘事項等の措置状況を確認した。

これらに基づき、必要に応じて所属長及び担当職員から事情を聴取し、質疑応答を行った。

なお、小・中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園については、それぞれの施設において校長、園長及び保育所長並びに関係職員に予算の執行状況の説明を求めるとともに、施設の安全管理等を実地調査した。

5 監査の結果

各部等とも監査した結果、次に掲げる指摘事項を除き、おおむね適正に事務が執行されていた。その他、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討を要する事項については、その旨指示した。

(1) 支出事務について

(物品購入事務)

ア 消耗品の購入において2者見積りをしているが、誤って見積額の高い業者から購入しているものがあった。

(子ども未来部子育て総合支援センター)

(2) 備品管理について

ア 備品の廃棄を行う場合、市財務規則第133条第1項及び第2項に基づき、実際の廃棄処理を行う前に財務会計システムの返納手続きを行わなければならないところ、所在場所が芥川緑地プール管理棟となっている備品144点について、返納手続きを行わずに、令和3年度に実施された芥川緑地プール解体工事において、当該備品をすべて廃棄していた。

(都市創造部公園課)

6 まとめ

本年度の定期監査において、重点項目とした「収入事務」及び「契約事務」については、おおむね適正な事務処理がなされていた。

指摘事項には至らなかったが「収入事務」については、収納した現金は即日又はその翌日までに指定金融機関に払い込むべきところ期限を越えていたもの、現金を直接収納したときは、納入義務者に対し領収書を交付すべきところ納入義務者が必要とする場合にのみ領収書を交付しているものなどがあつた。事務執行に当たっては市財務規則を再確認の上、適正に行われたい。

また「契約事務」については、契約保証金を契約締結までに契約相手方に納めさせなければならないところ契約締結後に納付しているものや、市財務規則第117条第3号によると、過去2年の間に市と2回以上同種・同規模の契約を締結・履行している場合に契約保証金を免除できると規定されているところ、契約相手方に過去2年の間に2回以上にわたる契約の締結及び履行の実績がないにもかかわらず、契約保証金を免除しているものがあつた。契約保証金については地方自治法施行令第167条の16に「当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」とあるとおり原則納めさせるものであるという認識を持ち、適切な時期に納めさせることが必要である。また、例外的に免除する場合は、市財務規則の免除規定の要件に適合するかを厳格に審査すべきである。

このほかにも契約事務においては、業務委託契約の再委託に関し、契約書に受注者が再委託をする場合は市の書面による承諾を得なければならないとされているところ、受注者が承諾を得ずに再委託しているもの、再委託する業務の内容が不明確なまま再委託を承諾しているものなどがあつた。再委託の場合、発注者の管理監督が及びにくくなるという欠点があり、実際に他の自治体においては再委託先における個人情報紛失や業務実績の水増しによる委託料の過大請求が起こっている。再委託を承諾する場合には、その必要性・業務範囲等を市と受託者間で明確にしたうえで契約書に従って、適正なプロセスを経るよう徹底されたい。

重点項目以外では、人事関連事務の会計年度任用職員関係については、時間額制会計年度任用職員の報酬計算において時間単価を誤り報酬が過少に支給されていたもの、時間外勤務に係る報酬について支給率を誤って過大に支給しているもの、付与すべき有給休暇が付与されていないものなどがあつた。会計年度任用職員に係る事務については、担当者だけでなく管理職も含め、人事制度を十分に把握し適正な事務処理を徹底されたい。

正規職員については、時間外勤務実施申請の終了時刻が実際の退勤時刻より後の時刻で申請され、決裁されているものが9つの所属で確認された。これにより過大に時間外勤務手当が支払われていた事例もあつたことから、時間外勤務命令申請、実施申請の際は、その内容の正確性を申請者、決裁者ともに十分に確認されたい。

また物品購入事務においては、消耗品購入時に2者見積もりをしているが、誤って見

積額の高い業者から購入しているものがあつた。これは複数人が確認していてもミスが
起こり得ることを示す事例である。担当者による確認はもちろんのこと、決裁過程にお
ける確認を厳格に行うべきである。

備品管理においては、施設閉鎖に伴い不要になつた144点の備品について返納手続
きを行わないまま廃棄されているものがあつた。備品は公金で取得した価値ある市の財
産である。そのことを十分に認識し管理を厳格に行うべきである。

今回の定期監査において指摘又は注意とされている不備事項については、注意不足に
より発生しているもの、業務におけるルールを正確に把握していないことにより発生し
ているものが数多く見受けられた。同様のミスを防止するためには、職員一人一人が基
本に立ち返り、根拠となる法令等を確認しながら丁寧に業務にあたることが重要である。
また、これらについてはそのほとんどが過去の定期監査においても不備事項として挙げ
られているものである。一つの職場で起きたことは、いずれの職場でも起こり得るこ
とを念頭に、各所属にて不備事項の共有や対策を講じることで、より一層の適正な事務執
行に努められたい。

現金取扱監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、現金取扱監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査

2 監査の対象

本年度の定期監査対象以外の課等のうち現金の取扱いがある次の課等を抽出し、令和4年度を対象に監査した。

- (1) 議会事務局
- (2) 総合戦略部
市長室
- (3) 総務部
法務ガバナンス室、税制課、収納課
- (4) 教育委員会
教育総務課、地域教育青少年課、青少年センター、富田青少年交流センター、春日青少年交流センター、摂津峡青少年キャンプ場
- (5) 消防本部
消防総務課、警防課

3 監査の期間

令和5年2月13日から3月2日まで

4 監査の着眼点

現金取扱事務の取扱体制において事務処理が適正かつ効率的に執行されているか、会計事故が起りにくい事務処理となっているか、また内部チェック機能が働いているかどうかについて、次の事項に留意し監査するものとした。

- (1) 事務処理手続は適正か。
- (2) 収納金額は適正か。
- (3) 指定金融機関等への納入は適正か。
- (4) 領収書等の管理は適正か。
- (5) 預金通帳の管理は適正か。
- (6) 釣銭資金等の現金管理は適正か。
- (7) 金庫の管理は適正か。
- (8) 出納員印、現金分任出納員印の管理は適正か。

- (9) 切手等及び販売物の管理は適正か。
- (10) 前回監査時の指摘事項等の措置状況

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、監査対象課等に事前に書類の提出を求め、現金の取扱状況を確認するとともに、調定等による収入事務について、収入の流れを含めて確認した。

6 監査の結果

各課等とも現金取扱事務は、おおむね適正に執行されていた。

7 まとめ

監査の対象課等においては、おおむね適正に現金等の管理がされていた。今後も規則、マニュアル等に基づいた適正な現金取扱事務の執行に努められたい。

工事監査結果報告

高槻市監査基準に基づき、工事監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査

2 監査の対象

令和4年度に施工中の工事で、契約金額が建築工事では1,500万円以上、土木工事では1,000万円以上のものから、規模、内容等を勘案の上、監査対象とする工事を決定した。

ア JR高槻駅北駅前広場整備工事

イ 川添公園整備工事

ウ 地域福祉会館増築工事

エ 高槻城公園中央エリア整備工事（公園）

3 監査の期間

令和4年10月5日から令和5年2月15日まで

4 監査の着眼点

監査に当たっては、次の点を主眼として実施した。

(1) 工事の設計及び施工が事業目的及び関係法令等に適合し、適正に執行されているか。

(2) 工事の設計及び施工が最少の経費で最大の効果を挙げるよう意を用いて執行されているか。

なお、各監査対象工事において重点監査項目を定め重点的に確認した。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、工事担当部から設計図書等（契約の目的である工事目的物の規模、構造、仕様等を定めたもの）の提出を求め、これに基づき関係職員から工事概要を聴取し、質疑応答を行った。

また、工事現場においては、施工状況を聴取し、実状を監査した。

なお、工事技術調査は専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に委託した。

6 監査対象の概要及び監査の結果

(1) 監査対象の概要

ア 対象工事名 J R高槻駅北駅前広場整備工事

契約金額 753,500,000円

工期 令和3年11月30日～
令和5年3月31日

監理 都市創造部道路課、
同部建築課

監査実施日

〔予備監査〕 令和4年10月5日

〔本監査〕 令和4年11月17日

重点監査項目「利用者の立場に立った設計・施工」及び「工事現場の安全対策」
工事内容等



本工事は、J R高槻駅北駅前広場において、本市の玄関口に相応しい良好な都市景観を創出するため、バリアフリー化と美装化により、快適な駅前広場の空間を整備し、駅前広場利用者及び駅利用者の快適性、利便性の向上を図るものである。

工事概要は、土工、地盤改良工、舗装工、区画線工、排水構造物工、道路附属施設工、撤去工、工場製作工、工場塗装工、鋼橋架設工、現場溶接工、橋梁現場塗装工、場所打杭工、足場工、照明施設工、エスカレーターピット工、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事である。

設計に当たっては、エスカレーターの設置によりバリアフリー化が図られるとともに、駅前広場のバスロータリーが拡幅されることで、バス降り場においてバスの正着が可能となり、車いす利用者が低床バスのスロープ板による降車ができるだけでなく、高齢者等が円滑に降車できるよう利用者の立場に立った設計がされている。

施工に当たっては、鉄道や市営バス利用者が工事による迂回路等で迷うことなくスムーズに乗換えできるよう、現場掲示物や本市ホームページ等で広報活動が念入りに行われるなど、利用者に配慮されている。

工事現場の安全対策については、交通結節点であるJ R高槻駅の駅前広場であることや周辺に大型商業施設等が立地し、多くの歩行者や自転車が往来するため、歩行者用デッキや通路等において、歩行者通行空間が極力広がるよう、安全を確保したうえで必要最小限の仮囲いとし、1階通路の仮囲いの曲がり角では、見通しの良い透明パネルが使用されている。また、膜屋根施工時は、歩行者の頭上での作業となるため、夜間に作業が行われており、通行者及び工事現場の安全対策に取り組み

ている。

工事技術調査結果

書類調査として、関係図書及び工事写真等を精査し、予め示した質疑応答関連資料及び工事監査調書に沿って質疑応答を行った。現場調査として、現地に赴き、施工監理状況や出来形等について確認した。本工事は、書類及び現場のいずれにおいても、概ね良好に実施できていると判断した。

イ 対象工事名 川添公園整備工事
契約金額 145,420,000円
工期 令和4年6月9日～
令和5年3月31日
監理 都市創造部公園課
監査実施日
〔予備監査〕 令和4年11月11日
〔本監査〕 令和4年12月23日



重点監査項目「周辺住民及び環境等に配慮した設計・施工」及び「工事現場の安全対策」
工事内容等

本工事は、川添公園の敷地の一部に中消防署富田分署が移転されることに伴い、公園敷地の減少分を隣接地に確保するとともに、公園全体を再整備するものである。

工事概要は、公園施設等撤去・移設工、敷地造成工、擁壁工、植栽工、移植工、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工である。

設計に当たっては、これまで、大人と子どもの利用が重なることや、幼児の遊び場の不足などが課題となっていたため、年齢層に応じたエリア区分を行うとともに、幼児用遊具や健康遊具など多様な遊具を設置する設計とされている。また、雨水流出抑制施設の整備により、大雨時における公園からの雨水流出量を抑制し、地域の浸水被害軽減に寄与するよう計画されている。

施工に当たっては、住宅地に近接した工事であるため騒音・振動計を設置するほか、使用重機の選定や構造物の撤去方法についても留意するなど、周辺住民及び環境等に配慮されている。

工事現場の安全対策については、第三者に対する侵入防止策として工事用安全柵の設置、工事用出入口部の開閉門扉の設置、工事用出入口に常時、交通誘導員が配置されている。また、現場管理として通常の統括

安全衛生管理者の安全管理に加え、請負業者本社による現場点検・安全管理に関する指導を受け、その対応について実施記録書類として残し、現場の安全管理が実施されている。

工事技術調査結果

工事監査（技術調査）事前質問予定書による回答・提示された書類及び現場を確認し、疑問点は関係者に質問をするとともに、各段階における事務的・技術的事項について調査した。書類調査、現地調査において、概ね良好であった。

ウ 対象工事名 地域福祉会館増築工事
契約金額 184,800,000円
工期 令和4年6月9日～
令和5年2月24日
(変更後令和5年3月31日)
監理 都市創造部建築課
(健康福祉部福祉政策課
から依頼)



監査実施日

〔予備監査〕 令和4年12月2日

〔本監査〕 令和5年1月16日

重点監査項目「コスト削減意識を反映した設計・施工」及び「工事現場の安全対策」
工事内容等

本工事は、本市の地域福祉活動の総合拠点施設である地域福祉会館の増築により、地域福祉の中心的役割を担う高槻市社会福祉協議会の相談支援体制や災害ボランティアセンター機能の強化を図るものである。

工事概要は、鉄骨造、地上3階、延べ面積 585 m²の事務所及び渡り廊下増築工事、既存棟改修工事である。本工事において一部の資材の製造停止に伴い入手が出来なくなり、その代替品や施工の手配に不測の日数を要したことから工期の延長を行っている。なお、本工事に伴う電気及び機械設備工事についても監査の対象とした。

設計に当たっては、既存棟と増築棟を渡り廊下で接続することで、建物全体を一体利用できるよう計画されている。また、増築棟2階のボランティア活動室及びボランティアセンターは、居室間を可動間仕切りで区切ることで、多様な使用用途に対応できるよう計画されている。

本工事現場は、住宅地に近接した工事であるため、使用重機について低騒音・低振動・排ガス規制対策済の建設機械を採用するとともに、騒音・振動計を設置し、基準値を超過しないよう工事期間中のデータを採

取・確認することで周辺環境へ配慮されている。

コストの縮減としては、地盤調査結果を基に、杭基礎工法と深層混合処理工法を比較検討した結果、深層混合処理工法を採用するほか、増築棟の上階へのアクセスは既存棟のエレベーターを利用することとし、既存棟と増築棟を渡り廊下で接続することで新たなエレベーターを設置せず、コストの縮減が図られている。

工事現場の安全対策として、既存建物と工事エリアを仮囲いで区分し、既存建物を安全に使用しながら施工できるよう配慮されている。また、朝の工事車両の通行については、小学生の通学時間帯を避けるよう配慮されている。

工事技術調査結果

調査に当たり、事前に質問書を作成し回答を受領した。ヒアリングにより回答内容を確認するとともに、補足質問により回答を得た。工事関係書類について、サンプリングによる書類の確認及び関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行ったところ、書類の整備状況を含め概ね良好である。また、現場状況についても大きな問題は見られない。よって、当該工事の総評として、良好と評価する。

エ 対象工事名 高槻城公園中央エリア整備工事（公園）

契約金額 当初 875,270,000円

変更 902,966,900円

工期 令和3年6月10日～
令和5年3月15日

監理 街にぎわい部
歴史にぎわい推進課

監査実施日

〔予備監査〕 令和5年1月11日

〔本監査〕 令和5年2月15日



重点監査項目「周辺住民及び環境等に配慮した設計・施工」及び「工事現場の安全対策」

工事内容等

本工事は、高槻城公園芸術文化劇場の整備にあわせて、高槻城の歴史を感じ、緑と調和した高槻城公園を整備するものである。これにより、高槻城を次世代へ保存・継承するとともに、高槻城公園芸術文化劇場と一体的に整備することで、市民の文化芸術の場、交流と憩いの場を創出するものである。

工事概要は、敷地造成工、擁壁工、公園施設等撤去・移設工、給水設備工、雨水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、サービス施設整

備工、管理施設整備工、植栽工、仮設工である。なお、高槻城公園芸術文化劇場周辺の敷地造成工及びその造成に伴う給水設備工、雨水排水設備工等を追加したこと並びに電気設備を効率的な配置となるよう見直した結果、配線設備等が減少したことなどにより、契約金額に変更が生じたものである。

設計に当たっては、本工事は対象地は埋蔵文化財包蔵地であり、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則により史跡としても指定されていることから、文化財保護の趣旨を十分に理解し、適切に工事が行われるよう計画されている。

施工に当たっては、石垣や築地塀、瓦等について、高槻城で使用されていた意匠・デザインを用いることを基本とし、サンプル材等を用いて街にぎわい部文化財課に承諾を得たうえで施工するよう、受注者に対し、指示されている。

周辺住民及び環境等への配慮としては、敷地造成等を行う重機は住宅近辺を往来することから、近隣の関係団体との協議の下、重機の大きさを抑えたものを選定し、毎週、週間工程表を配布することで、周辺住民等の理解を得られるよう努められている。また、住宅地と近接している場所について、外周沿いに目隠しフェンスや樹木を植え、プライバシー等に配慮されている。工事現場西側及び北側の3か所では、騒音・振動計にて日常測定を行い、記録されている。

工事現場の安全対策については、工事区域の外周に工事フェンスを設け、各ゲートに交通誘導員を配置するとともに、工事現場と隣接する教育施設と協議を行い、学生の多い朝の通学時間帯は工事車両の通行が制限されている。また、工事現場においては、複数の関連工事と周辺工事が同時並行で進められているが、毎日の朝礼に関係業者が参加することで注意事項等を共有し、安全管理に努められている。

工事技術調査結果

書類調査として、関係図書及び工事写真等を精査し、予め示した質疑応答関連資料及び工事監査調書に沿って質疑応答を行った。現場調査として、現地に赴き、施工監理状況や出来形等について確認した。本工事は、書類及び現場のいずれにおいても、概ね良好に実施できていると判断した。

(2) 監査の結果

各工事ともおおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する事項については、その旨指示した。

7 まとめ

各工事とも事業目的や現場状況に応じた設計、工法の採用、コストの縮減、利用者や周辺環境等に配慮した施工に努められていた。また、工事現場の安全管理についても工事事務防止への取組がされていた。

J R高槻駅北駅前広場整備工事については、エスカレーターの設定によるバリアフリー化及びバスロータリーの利便性の向上を図る設計となっていた。また、公共交通機関利用者が工事による迂回路で迷うことなく乗換えできるよう広報活動に注力するなど、利用者の立場に立った施工がされていた。工事現場においては、通行者及び工事現場の安全対策に取り組まれていた。

川添公園整備工事については、多世代が利用できるよう、公園施設の種類や配置を考慮した設計がされていた。また、工事現場は住宅地に近接しているため、騒音・振動対策が講じられ周辺住民に配慮した施工がされていた。工事現場においては、通常の統括安全衛生管理者の安全管理に加え、請負業者本社の指導の下、現場の安全管理が実施されていた。

地域福祉会館増築工事については、工法の比較によりコスト縮減が図られていた。工事現場においては、既存建物と工事エリアを仮囲いで区分し、既存建物を安全に利用しながら施工できるよう、安全対策に取り組まれていた。

高槻城公園中央エリア整備工事（公園）については、各種施設の構造・意匠・デザインを工夫した設計となっていた。また、近隣の関係団体との協議の下、周辺住民等に配慮した施工がされていた。工事現場においては、複数の関連工事と周辺工事が同時並行で進められているが、毎日の朝礼に関係業者が参加することで注意事項等を共有し、安全管理に努められていた。

本年度の監査対象工事は、おおむね適正に執行されていた。なお、指摘事項には至らなかったが、設計業務委託契約の再委託に関する承諾手続きがされていないものがあったことから、再委託を承諾する場合には、契約書に従って適正なプロセスを経るよう徹底されたい。また、契約書や仕様書に定められた期限までに、受注者が市に必要な書類を提出すべきところ、期限を越えて提出しているものがあった。工事所管課においては、受注者が契約書及び仕様書に定められた内容や期限を遵守するよう、発注者として業務及び工事の工程管理を徹底されたい。

財政援助団体等監査結果報告

(指定管理者)

高槻市監査基準に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施したので報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

指定管理者が管理する次の施設を監査対象とした。

なお、原則として令和4年度の事務事業で本監査日までの事務を監査対象としたが、必要に応じて前年度も監査の対象とした。

- (1) 高槻市宮川西住宅

指定管理者：T A 共同事業体

施設所管課：都市創造部住宅課

- (2) 高槻市立高槻・高槻駅南・紺屋町第2・高槻駅北第2・摂津富田駅前自転車駐車場

指定管理者：ミディ総合管理株式会社

施設所管課：都市創造部管理課

- (3) 高槻市立富田・郡家・春日・山手・芝生老人福祉センター

指定管理者：社会福祉法人高槻市社会福祉協議会

施設所管課：健康福祉部長寿介護課

3 監査の期間

- (1) 高槻市宮川西住宅

(令和4年9月15日から11月2日まで)

- (2) 高槻市立高槻・高槻駅南・紺屋町第2・高槻駅北第2・摂津富田駅前自転車駐車場

(令和4年9月15日から11月2日まで)

- (3) 高槻市立富田・郡家・春日・山手・芝生老人福祉センター

(令和5年1月24日から3月9日まで)

4 監査の着眼点

財政援助団体等のうち、本市が公の施設の管理を行わせている指定管理者について、出納その他の事務執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

実施に当たっては、指定管理者及び施設所管課から資料、諸帳簿、書類等の提出を求め、これに基づいて指定管理者及び関係職員から施設の管理状況や経営状況の聴取、質疑応答、実地調査を行い監査した。

また、前回監査時の指摘事項等の措置状況の確認を行った。

なお、指定管理施設ごとに重点的に確認すべき項目を、別に設けてそれぞれ確認した。

6 監査対象の概要及び監査の結果

(1) 高槻市営川西住宅

ア 施設の概要

(所在地) 高槻市川西町二丁目28番1号

(敷地面積) 4,366.10 m²

(ア) 共同住宅

(構造) 鉄筋コンクリート造 地上9階建て

(延床面積) 3,413.83 m²

(住戸数) 54戸

(イ) 駐車場

(区画数) 44区画

(ウ) 倉庫

(構造) 鉄骨造 地上1階建て

(延床面積) 98.39 m²

(施設) 3棟 54庫

(エ) 集会所

(構造) 壁式鉄筋コンクリート造 地上1階建て

(延床面積) 104.50 m²

(施設) 集会室、和室、事務室、湯沸室、倉庫、トイレ(2か所)

(オ) 自転車置き場

(構造) 鉄骨造 地上1階建て

(延床面積) 108.53 m²

(施設) 4棟 108台(サイクルフック付自転車用:3棟 バイク用:1棟)

(カ) 電気室

(構造) 鉄筋コンクリート造 地上1階建て

(延床面積) 24.94 m²

(キ) ごみ置き場

(構造) 鉄骨造 地上1階建て

(延床面積) 15.00 m²

(ク) 緑地

(面積) 1,403.19 m²

イ 指定管理の概要

(指定の期間) 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

(選定の方法) 公募

(指定管理料) 6,179,740円(令和4年度)

(利用料金制の適用) なし

(主な指定管理業務)

入居に関する業務、退去に関する業務、入居者及び住宅管理に関する業務、収納に関する業務、施設の維持管理に関する業務、駐車場の管理に関する業務、集会所の管理運営に関する業務、その他苦情・要望等の処理、防火管理業務等に関すること。

ウ 監査の結果

事務執行について、協定に基づきおおむね適正に執行されていた。

(2) 高槻市立高槻・高槻駅南・紺屋町第2・高槻駅北第2・摂津富田駅前自転車駐車場

ア 施設の概要

(7) 高槻市立高槻自転車駐車場

(所在地) 高槻市高槻町8番27号

(構造) 鉄骨造 3階建て(地下1階)

敷地面積(442.97 m²) 延床面積(1,315.70 m²)

(収容台数) 1,050台

(営業時間) 24時間

(利用料金) 自転車

定期: 1か月(一般)2,900円、(学生)1,400円

定期: 3か月(一般)8,100円、(学生)3,900円

(利用状況) 令和3年度利用台数: 自転車289,199台

令和3年度料金収入: 21,333,900円

(4) 高槻市立高槻駅南自転車駐車場

(所在地) 高槻市高槻町109番6

(構造) 鉄骨造 平屋建て

敷地面積(201.76 m²) 延床面積(119.49 m²)

(収容台数) 137台

(営業時間) 24時間

(利用料金) 自転車

定期: 1か月2,100円、3か月6,000円

原動機付自転車

定期: 1か月3,700円、3か月10,500円

普通自動二輪車（小型）

定期：1 か月 4,200 円、3 か月 12,000 円

普通自動二輪車（中型）

定期：1 か月 5,300 円、3 か月 15,000 円

大型自動二輪車

定期：1 か月 6,300 円、3 か月 18,000 円

（利用状況）令和3年度利用台数：

自転車 20,794 台、原動機付自転車（自動二輪車を含む）24,376 台

令和3年度料金収入：4,418,400 円

(ウ) 高槻市立紺屋町第2自転車駐車場

（所在地）高槻市紺屋町7番28号

（構造）鉄骨造 2階建て

敷地面積（402.90 m²） 延床面積（625.82 m²）

（収容台数）800 台

（営業時間）24 時間

（利用料金）自転車

一時：200 円（昼間 100 円）

定期：1 か月（一般）2,900 円、（学生）1,400 円

定期：3 か月（一般）8,100 円、（学生）3,900 円

原動機付自転車

一時：300 円（昼間 150 円）

定期：1 か月 4,000 円、3 か月 11,400 円

（利用状況）令和3年度利用台数：

自転車 158,050 台、原動機付自転車 36,045 台

令和3年度料金収入：19,728,850 円

(エ) 高槻市立高槻駅北第2自転車駐車場

（所在地）高槻市芥川町一丁目8番15号

（構造）鉄骨造 2階建て

敷地面積（690.75 m²） 延床面積（990.96 m²）

（収容台数）940 台

（営業時間）24 時間

（利用料金）自転車

一時：200 円（昼間 100 円）

定期：1 か月（一般）2,900 円、（学生）1,400 円

定期：3 か月（一般）8,100 円、（学生）3,900 円

原動機付自転車

一時：300 円（昼間 150 円）

定期：1 か月 4,000 円、3 か月 11,400 円

(利用状況) 令和3年度利用台数：

自転車 197,831 台、原動機付自転車 45,264 台

令和3年度料金収入：21,001,050 円

(オ) 高槻市立摂津富田駅前自転車駐車場

(所在地) 高槻市幸町8番1号

(構造) 鉄骨造 4階建て

敷地面積 (1635.86 m²) 延床面積 (2,396.33 m²)

(収容台数) 1,794 台

(営業時間) 24 時間

(利用料金) 自転車

一時：200 円 (昼間 100 円)

定期：1 か月 (一般) 2,100 円、(学生) 1,300 円

定期：3 か月 (一般) 6,000 円、(学生) 3,600 円

原動機付自転車

一時：300 円 (昼間 150 円)

定期：1 か月 3,200 円、3 か月 9,000 円

(利用状況) 令和3年度利用台数：

自転車 429,127 台、原動機付自転車 53,647 台

令和3年度料金収入：32,841,700 円

イ 指定管理の概要

(指定の期間) 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(選定の方法) 公募

(指定管理料) 54,250,000 円 (令和4年度)

(利用料金制の適用) なし

(主な指定管理業務) 施設、設備及び器具 (以下「施設等」という。) の維持管理及び運転管理、自転車等の入出庫及び在庫管理、長期滞留自転車等の排除に関する事、防災、保安警備、清掃に関する事、施設等に係る経費の支払い、使用料等の徴収・納入及び還付・減免に関する事、定期駐車券・回数券の販売に関する事、各種統計管理に関する事、利用の促進に関する事、設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関する事、市民が自転車駐車場を快適かつ安全に利用するのに必要な業務、その他自転車駐車場の管理業務に関する事。

ウ 監査の結果

事務執行について、協定に基づきおおむね適正に執行されていた。

また、指摘事項には至らなかったが、監査を執行する中で改善、検討等を要する事項については、その旨指示した。

(3) 高槻市立富田・郡家・春日・山手・芝生老人福祉センター

ア 施設の概要

(ア) 高槻市立富田老人福祉センター

(所在地) 高槻市富田町二丁目4番9号

(構造) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造ほか 2階建て

(敷地面積) 517.30 m²

(延床面積) 704.94 m²

(利用時間) 午前9時から午後5時15分まで

※部屋利用は午前9時30分から午後4時まで

(休館日) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（敬老の日を除く。）、12月29日から翌年1月3日まで

(利用状況) 令和3年度実績 利用者数 7,703人

(イ) 高槻市立郡家老人福祉センター

(所在地) 高槻市郡家新町48番6号

(構造) 鉄筋コンクリート造 平屋建て

(敷地面積) 6,110.69 m²

(延床面積) 1,698.30 m²

(利用時間) 午前9時から午後5時15分まで

※部屋利用は午前9時20分から午後4時まで

(休館日) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（敬老の日を除く。）、12月29日から翌年1月3日まで

(利用状況) 令和3年度実績 利用者数 13,119人

(ウ) 高槻市立春日老人福祉センター

(所在地) 高槻市春日町21番28号

(構造) 鉄筋コンクリート造 2階建て

(敷地面積) 1,299.98 m²

(延床面積) 1,156.08 m²

(利用時間) 午前9時から午後5時15分まで

※部屋利用は午前9時30分から午後4時まで

(休館日) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（敬老の日を除く。）、12月29日から翌年1月3日まで

(利用状況) 令和3年度実績 利用者数 9,515人

(エ) 高槻市立山手老人福祉センター

(所在地) 高槻市山手町二丁目2番2号

(構造) 鉄筋コンクリート造 2階建て

(敷地面積) 5,281.03 m²

(延床面積) 1,380.36 m²

(利用時間) 午前9時から午後5時15分まで

※部屋利用は午前9時30分から午後4時まで

(休館日) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（敬老の日を除く。）、12月29日から翌年1月3日まで

(利用状況) 令和3年度実績 利用者数 8,464人

(オ) 高槻市立芝生老人福祉センター

(所在地) 高槻市芝生町四丁目3番11号

(構造) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階地下1階のうち3階部分

(敷地面積) 17,118.00 m²

(延床面積) 12,578.21 m²のうち3階部分 1,162.05 m²

(利用時間) 午前9時から午後5時15分まで

※部屋利用は午前9時30分から午後4時まで

(休館日) 火曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（敬老の日を除く。）、12月28日から翌年1月4日まで

(利用状況) 令和3年度実績 利用者数 9,195人

イ 指定管理の概要

(指定の期間) 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

(選定の方法) 特定（非公募）

(指定管理料) 170,903,000円（令和4年度）

(利用料金制の適用) なし

(主な指定管理業務) 老人の生業及び就労の指導に関する事、老人の後退機能の回復訓練に関する事、老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業の実施又はそのために必要な便宜の提供に関する事、老人に対する各種の相談、援助及び指導に関する事、利用許可に関する業務、市と連携して実施する介護予防事業に関する事、生きがいと健康づくり推進事業の実施に関する事、その他老人福祉センターの管理に関し市長が必要と認める業務

ウ 監査の結果

事務執行について、協定に基づきおおむね適正に執行されていた。

7 まとめ

(1) 高槻市宮川西住宅

指定管理者において、管理人等の必要な人員配置を行うとともに、業務の指導の徹底が図られており、施設や緑地の良好な維持管理に努められている。管理人を設置することにより入居者と日常的にコミュニケーションが図られ、個々の入居者の状況やニーズを的確に把握している。事業報告書等から指定管理者が清掃、植栽管理、施設の巡回等、日々施設管理や入居者への対応に取り組まれている様子がかがわれ、入居者との関係、施設管理等に関して大きな問題はなく指定管理業務は、おおむね適正に行われていた。

一方、施設に関しては建替えから約15年が経過しており、建物の経年劣化も見られることから今後の修繕への対応については、高槻市営住宅長寿命化計画（第2期）に基づき適切に行われたい。

(2) 高槻市立高槻・高槻駅南・紺屋町第2・高槻駅北第2・摂津富田駅前自転車駐車場

各施設ともスタッフによる定期的な巡回により、自転車等の整理がこまめに行われており、電動アシスト自転車等の車体が大きい自転車の普及に伴う駐車スペース確保の課題に取り組まれていた。また、利用者への挨拶や声掛けが積極的に行われており、利用者が快適に利用できるように努められていた。

事務執行については、おおむね適正に執行されていたが、市財務規則では現金を直接収納したときは、領収書を納入義務者に交付しなければならないとあるものの、領収書を必要とされた場合にのみ交付されていた。所管する別の指定管理施設における監査において同様の不備が以前にもあったことから、所管課は指定管理者への適切な事務処理の指導を徹底されたい。

(3) 高槻市立富田・郡家・春日・山手・芝生老人福祉センター

この5施設については、令和3年度に高槻市社会福祉事業団から高槻市社会福祉協議会に指定管理者が変更となった。事業者の交代に当たっては、前指定管理者の職員の大半を引き継いだほか各センターの事業運営上の細微にまで留意した引継ぎを行うことで利用者に混乱や影響が生じないよう配慮されていた。また、郡家・春日・山手・芝生老人福祉センターの改修工事が行われ、感染症にも対応可能な換気設備を備えた部屋を新たに設置し、富田を含め令和3年10月に愛称を「すこやかテラス」としてリニューアルオープンした。

施設運営については、スマートフォン講座やオンライン介護予防教室等を実施するなど市と指定管理者が連携し高齢者ICT推進事業に取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響下においても高齢者の交流機会の創出などに努められていたほか、新たなテーマの講座を開催するなど利用の充実にも努められていた。

一方、施設利用については、ライフスタイルの多様化や雇用形態の変化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより減少している。今後も多様化する高齢者ニーズを捉え、新たな取組を実施するなど利用者数の回復に向け取組み、介護予防拠点施設と

して高齢者の健康増進、生きがいつくり活動の充実に貢献できるよう引き続き市と指定管理者で連携し施設運営に取り組まれない。